

令和2年度「アルバイトの労働条件を確かめよう！」  
キャンペーンのお知らせ

2019年4月から働き方改革関連法が順次施行されます！  
仕事(アルバイト)のトラブル  
こんな事で困っていませんか？

お店が忙しくて休憩がもらえません  
学校のテストがある日もシフトを入れられてしまいます  
開店の準備や片付けの時間の給料がもらえません  
店長から食事に行こうとしてくつかわれます  
売れ残った商品を買い取られて書かれます  
代わりを見つけないとバイトを辞めさせてもらえません

おかしい!!と思ったら、ネットで検索 & 電話で相談

ネットで検索 アルバイトを雇う際、始める前に知っておきたいポイント  
<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/parttime/>

電話で相談 総合労働相談コーナー ※4月～7月に若者相談コーナーを設置予定  
<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>

労働条件相談ほっとライン(電話での相談は…)  
月～金:午後3時～午後10時 土・日・祝日:午前9時～午後9時 ☎0120-811-610

8つのテーマに、役立つ情報が満載

「働くこと」と「労働法」～大学・短大・高専・専門学校生等に際するための手引き～  
<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/daiyakumukeshiryou/index.html>

厚生労働省では、多くの新入生がアルバイトを始める令和2年4月から、夏休み前の7月までの間「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンが実施されています。

この機会に、アルバイトをされている皆様、また事業主の方についても、労働条件を確認してはいかがでしょうか？

～知っておきたいポイント～

- アルバイトでも残業手当があります！
  - アルバイトでも会社都合の自由な解雇はできません！
  - など
- 困ったときは下記相談機関などへ労働相談をしてみましよう。

- 愛媛労働局 総合労働相談コーナー 089-935-5208  
(愛媛労働局雇用環境・均等室内)
- 愛媛県 各中小企業労働相談所(県内5箇所)  
※連絡先は県HPにて